

ARAKUSA



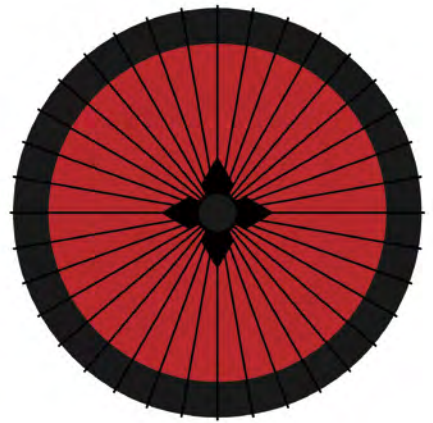
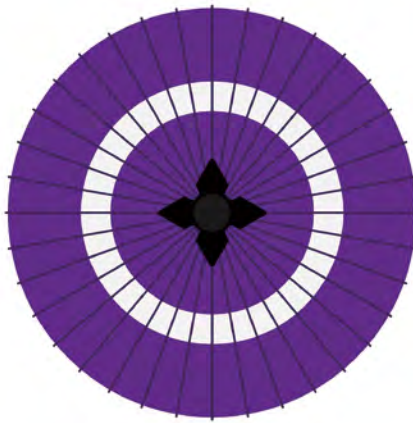
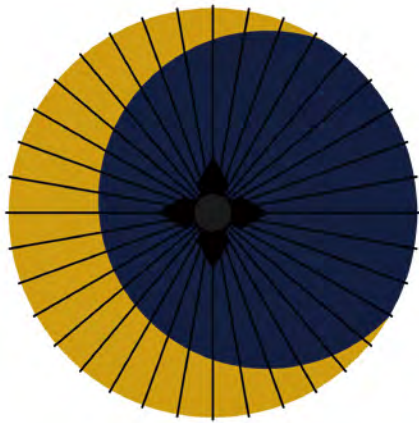
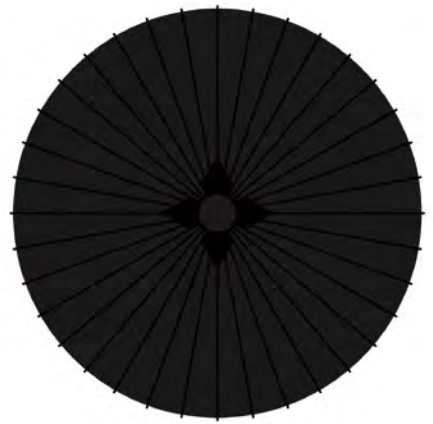
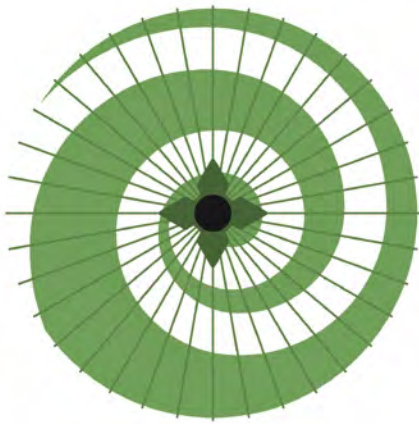
あらくさ

ささえよう 広げよう みんなの力で――

名古屋法律事務所
友の会ニュース

2025.1
No.127

TAKE FREE



のりちゃんのノリノリ憲法 特集 緊急事態条項

事件報告

大垣警察市民監視違憲訴訟 勝訴

トピックス

日本被団協ノーベル平和賞受賞

インタビュー

戦争体験を 語り継ぐ

名古屋空襲体験者 服部 勝子さん

緊急事態条項ってなに??

のりちゃんの

ノリノリ憲法!



のりちゃん



ようにロックダウンみたいな強力な措置ができなかったから対応が後手後手だったっていう意見は?

にするんだよ。

④ 最近災害が多いから「緊急事態条項」は必要なんじゃないの?



1 回目は憲法で人権を保障するってどういうことかという話、2 回目は憲法9条について考えてみたね。3 回目の今回は、自民党などが提案する憲法改正案にある「緊急事態条項」について考えてみよう。



うん!それで、「緊急事態条項」ってなあに?

M 一言で言うと、戦争や災害などの危機に際して、独裁的な権限を政府に与えるものなんだ。国会で議論する時間的な余裕はないから、政府の独断で、人権を制限するような政令も出せるよう

M 災害などの際の対応としては、災害対策基本法とかいろんな法律が整備されてるんだ。だから、そもそも、どうして憲法に緊急事態条項を入れる必要があるのか極めて疑問なんだ。

④ それじゃ、テロとか起きたときの法律は?

M それも法律があるよ。ただ、その法律は人権を制約しすぎるとかいろいろ問題があるので、日弁連などは、見直しをしなければいけないと言っているんだよね。

④ じゃあ、新型コロナ対策で、日本では憲法に緊急事態条項がなくて、欧米の

M それも大きな誤解、というか緊急事態条項を入れる口実なんだ。感染症対策として必要があれば、やはり感染対策特別措置法などの法律を整備して、強力な措置を取ることができるんだけど、政府は法律整備を一向にやろうとしていない。

④ え! そうなの!?

M 新型コロナ対策が後手後手になったのは、まさに政府に本気で取り組む気がなかったこと、能力が無かったことが原因で、「憲法の不備」など全く関係が無いんだ。

④ そういえば、災害とかずっと前からあったことなのに、今の憲法に最初から緊急事態条項みたいな条文がないのはどうしてなのかな?

M これまたするどい指摘だね。実は、明治時代につくられた大日本帝国憲法には、緊急事態条項があったんだ。議会閉会中に緊急の必要がある場合は、天皇

大日本帝国憲法

第8条

天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

第14条

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第31条

本章ニ掲ケタル条規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

自民党改憲草案

(緊急事態の宣言)

第九十八条

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 (略)

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、

が法律に代わるものとして命令を出す「緊急勅令」(8条)や、行政権や司法権の一部を軍隊に移す「戒厳」(14条)、戦争や事変の際に天皇が国民の権利を制限できるとした「非常大権」(31条)などがそうなんだよ。

の 昔はあったんだ！なんでなくなったの？

M 「緊急勅令」は、政府によって便利に使われ、国民を戦争に動員していくうえで大きな役割を果たしたんだ。たとえば1928年、国会に「治安維持法」の改正案が提出され、審議未了で廃案となったんだけど、当時の内閣は、「緊急勅令」を使ってこれを強引に成立させてしまったんだ。

の えー。戦争のために使われてたの？

M そう。その結果、治安維持法の最高刑が死刑に引き上げられたほか、規制対象も広がり、言論の自由や思想信条の自由などを弾圧する強力な手段として使われるようになってしまったんだよ。

の 自由を奪うため、か。



M この法律が廃止されたのは日本の敗戦後、連合国軍総司令部(GHQ)の指令によってなんだ。現行憲法に緊急事態条項がないのは、このように、過去に濫用されてしまった反省を踏まえてのことなんだよ。

の そうなんだ。全然知らなかった。今の憲法を決めたときには、緊急事態条項についての議論はなかったの？

M 実は議論はあったんだよ。新しい憲法について議論していた1946年7月の国会で、こんな質問がされたんだ。——戦争はもうないかもしれないが、国内で事変が起きた場合は国民の権利を停止することが必要ではないか。新憲法にも大日本帝国憲法にあったような規定を盛り込むべきではないか！。

の それで政府はどう答えたの？

M これに対して、憲法担当だった金森徳次郎国務大臣は「民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、政府の一存で処置を行うことは極力防止しなければならない。その道を残しておく、どんなに精緻な憲法を定めても、言葉を『非常』ということに借りて、それを口実に(憲法が保障する権利や自由が)破壊されるおそれが絶無とは断言しがたい」という趣旨の説

明をしたんだ。

の それで、緊急事態条項という条文は憲法に入らなかったのね。

M そうなんだ。でも、日本側は当初、緊急事態条項に強いこだわりをみせていたんだ。GHQは新憲法草案をつくるにあたって、日本側の提案を却下して緊急事態条項に関連する条項をすべて削除したんだけど、日本側は諦めず、緊急の場合に内閣に「閣令」を制定する権限を与える案を盛り込んで提出したんだ。

の ふむふむ。



M GHQはこれも受け入れなかったんだけど、「そのかわりとして」緊急の必要がある場合は参議院の緊急集会を開いて対応するという整理をして決着したんだよ。それが憲法54条2項の参議院の緊急集会という制度なんだよ。

の そうなんだ。ちゃんと緊急の場合に手当て出来るように考えられていたのね。

M そのとおり。緊急の場合の手当はされているんだから、これに加えて緊急事態条項を作ってしまうと政府の暴走と人権侵害の危険がすごく大きくなる

身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 (略)

恐れが大きいんだ。

の 今の憲法に緊急事態条項がないことの背景や、歴史の教訓も踏まえて慎重に考えないといけないね。

M そうだね。おっと！韓国大統領が非常戒厳を発令し国会の取消決議、市民の抵抗の中、撤回したというニュースが入ってきた。緊急事態条項の危険がよく分かるね。今回はここまで。国会議員の任期延長も話したかったけど、次回にしよう。

の 次回も楽しみ!!

次号は国会議員の任期延長についていっしょに考えよう!!



名古屋空襲体験者 服部 勝子さん

日本軍「慰安婦」問題の解決を求める会・中村の事務局を務めている服部勝子さん。当法人本部事務局がある中村区で長らく活動されておられます。次世代に戦争の記録を残すための活動にも取り組んでいる服部さん自身の戦争体験と名古屋空襲について、お話をうかがいました。聞き手は兼松弁護士。

—まず生い立ちをうかがっていますか。

1938年生まれで、生まれたときには父は日中戦争で出征して家を留守にしていたのですが、2年ほどで戻ってきました。両親は中区栄町で髪飾・かんざしや着物の小物を扱う、小間物店を営んでいました。ところが太平洋戦争が始まり、父は徴用で家にほとんどいませんでした。私はお手伝いさんに子守をしてもらっていたようです。

—本当にまさに名古屋の中心、繁華街ですね。

店の西側には明治屋や丸善があり、当時の広小路通りにはお店やレストランなどもあつて賑わっていました。八高の学生さんが高下駄を履いて音を立てて通っていたこと、白髪の高齢男性がステッキをついて毎日通るので広小路伯爵と呼ばれていたこと、大晦日は夜中12時を過ぎてもお客さんがあつたことなど、母から聞きました。

—1945年4月に地元の白川国民学校入学の予定だったんですね。

入学を控え、私は白川国民学校の制服やランドセルを用意してもらい、写真店でも制服・ランドセル姿の写真を撮影してもらい、入学を楽しみにしていました。入学直前に空襲で自宅もろともランドセルも焼けてしまい、使うことは出来ませんでした。



—空襲のことは覚えていますか。

入学を控えた3月19日、我が家が焼失しました。空襲はたびたびありましたが、その日は、弟をおぶった母に手を引かれ、家の防空壕ではなく明治屋の地下に避難しました。母によれば、起こされて眠かったのか、私は相当ぐずったようです。母はどんなに困ったかと思っています。

明治屋の人が、2階の窓際のセルロイドに引火すると大変なので奥に移さないといけないと言い、皆で手伝いました。その際窓越しに外が見えましたが、一面が火の海でした。我が家が焼け落ちるのも、そのときに見えました。

その後、地下に戻ったのですが、明治屋の人が、「このまま地下にいたら蒸し焼きになってしまう。外へ行つて下さい。」とシャッターを開け、外に出るようにと促しました。しかし、外はびつしりと焼夷弾で埋まっており、足の踏み場もなく、「蒸し焼きになってもいいのでここにおらしてくださいます。」と母と一緒にいた人が頼みこみ、シャッターを開けてもらいました。

結果的に私達は、明治屋の地下に避難して助かりましたが、戦後、テレビ番組で、戦時中にビルの中で蒸し焼きになって亡くなった方々がいたとの報道をみたとき、一歩間違えば私たちも命を落としていたのだと改めて実感しました。

—B29が通り過ぎていった後のことは記憶にありますか。

朝になってようやく外に出られたと思います。稲沢に住んでいた親戚（叔父）が、大八車で来てくれ、それに乗って稲沢に行った記憶です。自宅焼失のため、稲沢で間借りして暮ら



服部勝子さんプロフィール
1938年名古屋市長生まれ。
椋山女子学園高等学校卒業後、事務職、
労働書記等。
新日本婦人の会、なごや損保9条の会、
日本軍「慰安婦」問題の解決を求める
会・中村の事務局等
多くの活動に参加している。

—稲沢に行った後の生活は？

稲沢でも空襲がありました。間借りで防空壕もなかったため、B29が過ぎていくまで、階段から降りた一番下の隅で母が私と弟を抱きしめていました。母が心底恐怖を感じているのが母の身体を通じて私にも伝わってきたのを強く記憶しています。

その後、既に姉が学童疎開をしていたことから、対象年齢に達していなかった私も特別に受け入れてもらえるということで、姉のいる三重県



焼失前の自宅にて(写っているのは弟さん)

亀山のお寺に行きました。しかし、幼い私にとって学童疎開での生活は余りにも苛酷であり、ほどなく栄養失調になってしまい、稲沢に帰ることになりました。そのため8月15日は、稲沢で迎えています。その日、灯火管制で電灯に掛けてあった黒い布をとって、夜に灯りをつけたときにぱっと明るくなった、その明るさが、記憶に強く残っています。

―戦後の生活は？―

お米もなく、配給も少なく、両親は私たちを食べさせるのに本当に苦労したと思います。防空壕に入れて焼失を逃れた着物をお米に換えるなどして、何とか食べ物を確保していました。当時、弟がイナゴか何かを取ってきて、それを焼いて食べたり、真つ黒でバサバサのうどんを食べたことなど記憶しています。

小学校は稲沢で2学期から通いました。小学校では、教科書を黒塗りにしました。短期間ではありましたが、外に大きなテントが張られ、そのテントの中にぎゅうぎゅう詰めに並べられた机で勉強した時期もありました。8年ほどして名古屋に戻りました。

―服部さんは、平和のための活動をずっと続けておられますね。―

何か話をするたびにいつも「絶対に戦争はいかん」といっていた母の

使えなかったランドセル

思いを受け継ぎ、私は平和を守る活動を続けてきました。2010年、韓国併合100年のとき、韓国の集会で日本軍「慰安婦」被害者の悲痛な訴えを聞き、日本の加害の歴史を知り、解決のための活動をしています。日本では、多くの若い女性が遊郭から戦地に送られ日本軍将校の「慰安婦」にさせられました。再び日本が戦争をすることがないように、中村9条の会や、なごや損保9条の会に参加しています。

―最近、「戦争の記憶」という冊子を姉弟やいところで協力して作成したと伺いました。―

自分の親族の戦争の記録を残そうと、皆に呼びかけて手作りの冊子「戦争の記憶」を2021年2月に発行しました。いとこの中には夫が戦死した方もいました。皆それぞれ、戦争の記憶についてしっかりと書かれ、戦争体験は生涯忘れないものだと思

いました。この交流の中で、私の「勝子」という名前が伯父につけられたことを初めて知りました。父が出征して、いなかったときのことです。母からは、私の名付けの経緯は一切話されたことはありませんでした。いとこ(勝彦)の父が、私の名を「勝子」とつけてくれましたが、母が名付けの由来を一切話さなかったのは、

戦争の「勝利」を願うような名は不本意だったのではないかと察しています。その後、防空壕で戦火を逃れた市松人形の着物の裏地に「可津子」と染められていたのを見つけたとき、母の思いを知ることができました。

―「竹橋町に空襲があった」という冊子も作成されたのです。―

私が現在住む中村区の竹橋町にも空襲がありました。以前、町内の会合で金光教の教会長夫人(故人)が戦争体験を話されたときのお話が心に残っており、何とかそのときのお話を記録に残せないかと息子さん(現会長)に尋ねてみたところ、金光教の記念誌に書いた物があるといってお出してくださいました。さらに牧野小学校の記念誌に記載された「牧野の空襲」の記録も掲載できました。町内の方々と協力できたことで、手作りの冊子が出来ました。

本来政府が戦争の被害をきちんと調査し、民間空襲被害者にも補償をすべきところ、救済を放置してきたことを危惧します。しかし一方で「名古屋平和の日」の制定の活動など、若い人が戦争の記憶を引き継いでくれていることに、今、大きな希望を感じています。この流れを大きく育て、平和を守っていききたいと思います。

大垣警察 市民監視事件控訴審で 画期的な勝訴判決

2024年9月13日、名古屋高等裁判所民事第2部は、大垣警察市民監視事件について、公安警察が個人情報収集・保有、提供したことについて違法として慰謝料請求を認めるとともに、違法に収集し、保有していることが明らかな情報について抹消することを命じる判決を下しました。

この事件は、岐阜県警大垣警察署警備課（公安警察）の警察官が、中部電力の子会社（シーテック社）に対し、同社の進める風力発電施設建設に関して、「批判的な運動をしている」として、大垣市の住民4人の個人情報提供し、警戒を呼びかけていたということが、新聞報道で明らかになったことから、4名の住民の方が岐阜県を相手に国家賠償請求と情報の抹消を求めたものです。

一審の岐阜地裁判決は情報提供は悪質で違法だと認められていました。さらに、今回の高裁判決は、警察による情報収集行為

と保有行為の一部についても違法なものであるとし、違法に収集した個人情報保有を続けることは不当だとして個人情報の抹消も認めました。このように、高裁判決は、一審判決を大きく前進させたものです。

岐阜県は、高裁判決に対して上告することを断念し、個人情報も抹消したと発表しています。今後、この判決を力に、公安警察による不当な監視活動を制限する方法を具体化する必要があるようになってきます。



弁護士 樽井 直樹
たる い なお き

弁護士

大垣警察市民監視被害訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

（附帯「もの言う」自由を守る会）
共同代表 稲葉富彦（高松入谷池田橋寺住連・安八郎神戸町）
櫻山文夫（弁護士・長良橋通り法律事務所所長・岐阜市）

■連絡先
井垣士法人さくらコボ 西濃法律事務所
〒503-0906 岐阜県大垣市富田2-25
Tel: 0584-43-5105 Fax: 0584-74-8612
E-mail: sakurakobo@nishiyo.co.jp (メール)

■会費・カンパ申込先
郵便振替
記号番号 00800-0- 216504
記入番号 「もの言う」自由を守る会
振替口座 00800-0- 216504

※特設フォームは <https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

お問い合わせ

「もの言う」自由を守る会ホームページ
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>

セミナー SEMINAR

税金講座

税務調査の心構え

我が国の税金のうち、法人税、所得税、相続税、贈与税、消費税等は、納税する人が自ら計算し申告するという申告納税方式をとっています。そのため税務署は申告内容の確認のため申告後の事後調査として税務調査を行います。

税務調査には、任意調査と強制調査の2種類があります。

任意調査は通常税務署等が行う調査で、現在は調査したいという通知があつて行われる調査です。納税者側の日程の都合が悪い際にはほとんどの場合、調査の日時も相談して変更できます。税理士も立ち会う事ができる調査です。ただし、調査を断つた場合、妨害する事は禁じられています。強制調査は国税局が、裁判所の令状に基づき、ある日突然調査が行われます。これは、税理士は立ち会えません。

また、関係先にも同時に調査が行われます。

ほとんどの調査が、任意調査です。で、怖がらなくても大丈夫です。調査する日も自分の都合に合わせて変更してもらえますし、調査に関係ない物を見せる必要はありません。以前は、

事前通知がなかったり、無関係な資料の提出を求められるような無茶な調査が行われていましたが、最近の税務署員は概ね紳士的です。

任意調査はだいたい、10時から17時ぐらいまで終わりますが、強制調査は夜中までかかることもあります。

そして、調査の時にわからない質問をされた場合は、わからないと答えて構いません。いい加減な事や、嘘は言わないようにしましょう。

最近では、相続税の調査が増えていきます。調査前に亡くなった方、相続した方の通帳類を調べて調査を行います。これらから生前の両者のお金の移動などをチェックしています。

また、保険金も、保険会社が保険金を支払った際、支払通知書（支払った金額等を書いた書類）を税務署に提出していますので、注意が必要です。

きちんと申告し

ていれば税務調査を怖がる必要はありません。税務調査についてご質問等がある時は、なごや経理にご相談ください。



税理士 西村 匡史
にしむら まさふみ

詳しくは
税理士法人なごや経理
税理士 西村・丸山・小鹿 まで
TEL 052-451-7747
FAX 052-451-7748

友の会企画

「岐阜金華山さんぽ」
に参加して

11月16日、さんぽ企画『あゆを食す！リスと触れ合う！岐阜金華山さんぽ』に参加しました。JR岐阜駅に集合し、バスで岐阜公園に到着。ロープウェイで一気に金華山の山頂へ。急勾配の山道に息を切らせつつ、岐阜城天守閣から市中を一望し、天下布武を目論む信長に思いを馳せ、リス村では（餌目当てに）集まるリスたちに癒されました。お昼は鮎料理で有名な川原町泉屋さんへ。塩焼き、笹寿司、天ぷら、鮎塩、雑炊とオー

ル鮎尽し。その美味しさは筆舌に尽くしがたく、魚が苦手な方をして「なんとという美味しさ！」と言わしめたほどです。午後はボランティアガイドさんの案内で江戸の風情を残す川原町を散策し、日本三大仏のひとつ岐阜大仏を拝観して岐阜駅で解散となりました。途中雨が降り出しそうでしたが、最後まで傘をささずにさんぽを楽しみました。

（参加者
Hさん）

ゴルフ愛好会
ゴルフの楽しさ

晴天に恵まれた9月16日、愛岐カントリークラブで行われた、ゴルフコンペに参加しました。

僕は55歳を超えてからゴルフを始めましたのでキャリアは十数年です。これまでのベストスコアは93でアベレージは110前後です。練習を全くしないのでへたくそですが、ここ数年は年間30回から40回はコースに出て楽しんでます。ゴルフを始めたきっかけはお客さんから「事業主なのだからお客さんと付き合うためにもやった方がいいよ」と言われたからです。カートに乗って18ホールを皆さんと一緒に回るのですが、その人の性格や個性がすごく出ます。打ったボールが何処に行ったか分からないうちに皆で探してくれるときは本当に嬉しいです。また、わずか半日のプレーですが、1回1回が人生に例えることができるのではないかと思います。山あり谷あり、喜びや悲しみ、至らない自分への怒りの感情などが交錯します。

あと10年はプレーをして多くの方と交流がしたいと思っています。参加者の皆さんはいい方ばかりですので是非とも一緒にプレーをしませんか！（参加者Kさん）

日本被団協に
ノーベル平和賞

2024年のノーベル平和賞が、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に授与されることが決まりました。

日本被団協は、1956年8月の結成にあたり「人類は私たちの犠牲と苦難をまたふたたび繰り返してはなりません」と宣言しているように、キノコ雲の下で起こった被爆の実相を伝え、核兵器は二度と使われてはならず、廃絶すべきことを粘り強く訴えてきました。このような被団協の活動が、核兵器の使用は道徳的に容認できないという強力な国際規範「核のタブー」を形成し、強固なものにすることに貢献したと評価され、受賞につながりました。

日本被団協と被爆者の皆様
に今回の受賞を心からお祝い
申し上げます。

あらくさ123号（2023
年1月発行）では、日本被団協
事務局長の木戸季市さんのイン
タビューを掲載しています。

ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

■と き／4月or5月頃

■ところ／未定

※参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

TEL:052-451-7746

ホームページ

名古屋法律事務所

検索

ブログ公開中！

法律・税金に関する気になる情報のほか、事件報告や時事ネタ、スタッフの世間話など、随時更新中。

【最新ブログ】「検察官は本当に公益の代表者??」
「選択的夫婦別姓」、「遺言書の書き方」

ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にしながら、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

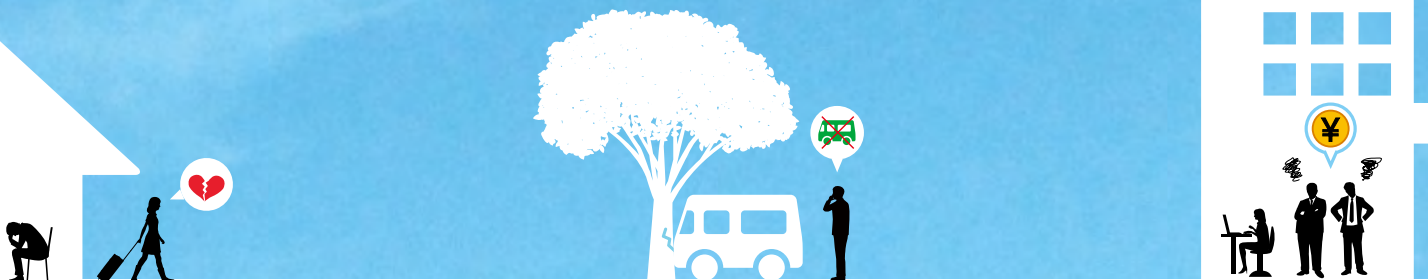
そもそも弁護士に依頼すべき？とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



あらくさ

ご意見・ご感想をお寄せ下さい！

よりよい誌面にするため、右記QRコードからご意見をお寄せ下さい。また、法律・税金問題でお困りの方がお近くにおられましたら、本誌をご紹介します。



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩
名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会

TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所

TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みどり事務所

TEL 052-629-0070 FAX 052-629-0071

■税理士法人 なごや経理

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所
ウェブサイト



ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

12月28日(土)～1月5日(日)は、年末年始のため事務所を休業させていただきます。

明けましておめでとうございます。
2025年の干支は巳(へび)。蛇と
いうと、脱皮する生き物なのはみなさ
んご存じかと思えます。そのため、巳年
は「再生」や「変化」といった意味合いを
持つ年になると言われています。
さて、今回の表紙の和傘も、実は「蛇
の目柄」という名前の柄になっていま
す。蛇の目柄には、「災いから守り幸運
をもたらす」という意味があるのです。
昨年は、日本被団協がノーベル平和
賞を受賞しました。蛇の目柄の和傘に
核廃絶の願いを託し、みなさまに幸運
が訪れますように。
本年もどうぞよろしく願いたし
ます。